	作業環境測定法施行規則第６条第２項関係														
登録証の再交付の件数															
登録証の返納の件数															
当該四半期において登録を受けている者の人数															

年　月　日

指定登録機関

代表者　氏名

厚生労働大臣　殿

備考　作業環境測定法施行規則第６条第１項関係の登録事項等の変更については、当該変更によつて新たに登録された個人サンプリング法の実施の有無、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無及び作業環境測定を行うことができる作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場の種類について、その件数を記入すること。